令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法」に、「ものについて、その改良の方法を定めて、」を「ものを」に改め、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準に適合する改良の方法」に改め、「、その改良の方法を示して」を削り、同条第三項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備（以下「立体交差化等」という。）に係るものにあつては」及び「、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の」を削り、同条第四項中「立体交差化等に係るものにあつては」を「国土交通省令で定めるところにより、」に改め、「、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し」を削る。

第四条の見出しを「（地方踏切道改良計画）」に改め、同条第一項中「であつて立体交差化等に係るもの」を削り、「ついての指定」を「係るもの」に、「当該踏切道について立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）」を「当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）」に改め、同条第十一項を削り、同条第十項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを削り、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「及び道路管理者」の下に「（第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により立体交差化計画等を作成するとき」を「第二項第三号の期間」に、「同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容」を「当該期間を超える期間」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体（道路法第四十八条の二十第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。

6　鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

7　鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

第四条第一項の次に次の二項を加える。

2　地方踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　踏切道の名称

二　踏切道の改良の方法

三　踏切道の改良に要する期間

四　踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3　前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならない。

第四条第十二項を削り、同条第十三項中「（第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、「立体交差化計画等又は前項の規定により提出された保安設備整備計画（以下単に「保安設備整備計画」という。）」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第十四項中「第十項（第十一項」を「第十一項（前項」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は第五条第一項」に、「立体交差化計画（当該立体交差化による」を「国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「政令で定める鉄道事業者」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）」に、「保安設備整備計画の」を「その」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める」を「前項に規定する」に、「保安設備整備計画の実施に要する」を「同項の」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による」を「により指定された踏切道（次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。）の」に改め、「費用」の下に「（次項の費用を除く。）」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第三条第一項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「又は鉄道事業者」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八条とする。

第五条第一項中「（立体交差化等に係るものに限る。）」を削り、「同項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「前条第一項（同条第十一項」を「第四条第一項（同条第十三項」に、「立体交差化計画等を」を「地方踏切道改良計画を」に、「同条第六項」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等が」を「国踏切道改良計画が」に、「（当該立体交差化計画等」を「（当該国踏切道改良計画」に、「、当該立体交差化計画等」を「、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（国踏切道改良計画）

第五条　国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

2　国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　踏切道の名称

二　踏切道の改良の方法

三　踏切道の改良に要する期間

四　踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項